

後援名義取扱規程

第1条 [目的]

一般社団法人日本ハンドボールリーグ（以下「JHL」という）が、他の所管に属する事業に対して、後援名義を交付に際し、使用許可の基準及び条件並びに許可申請の手続き等について定めることを目的とする。

第2条 [後援の対象]

JHLは、対象となる事業が次の各号のいずれかに該当することを必須とする。

- (1) 日本国内のハンドボール競技全体の振興に寄与すると認められるもの。
- (2) 日本国内の青少年の健全育成、社会福祉の増進及び国際交流の推進等に寄与すると認められるもの。
- (3) 地域および都道府県のハンドボール競技の振興に寄与すると認められるもの。
- (4) 後援名義等の使用を許可すべきでない特段の事情がなく、日本ハンドボール界の振興に寄与すると認められるもの。

2 次の各号のいずれか1つでも満たしていないと判断される場合、後援名義を交付することはできない。

- (1) 主催者が、対象となる事業を開催するための事務組織を有するとともに、必要な資金を確保することができること。
- (2) 営利を主たる目的とせず、かつ、特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないもの。
- (3) 特定の宗教的又は政治的色彩の強い行事等を含まないこと。

第3条 [後援の効力]

後援名義は、前条に規定する事業に対し精神的支援を行うものであり、後援事業への経済的負担並びに後援事業における事故発生時の責任等に関する一切の負担を負わないものとする。

第4条 [申請手続]

後援名義の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という）は、次に各号によりJHLに申請する。

- (1) 後援名義申請書
- (2) 当該事業の実施要領
- (3) 予算書
- (4) その他JHLが申請者に対して要請したもの

第5条 [交付決定の通知]

JHLは、前条の規定による後援名義申請書の提出があったときは、事務局にて審査の上、JHL理事長の承認決裁により交付決定を行い、後援名義交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

第6条 [申請内容の変更]

申請者は、申請書提出後、または後援名義交付決定通知書を受領後にその事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ文書によりJHLに申し出てその承認を受けなければならない。但し、変更しようとする部分が些細なものであると認められるときはこの限りではない。

第7条 [実績報告]

条 申請者は、当該事業が終了したときは、その日から1ヶ月以内に実施報告書をJHLに提出しなければならない。

第8条 [改正]

本規程の改正は理事会の決議によりこれを行う。

第9条 [施行]

本規程は、2021年10月13日から施行する。